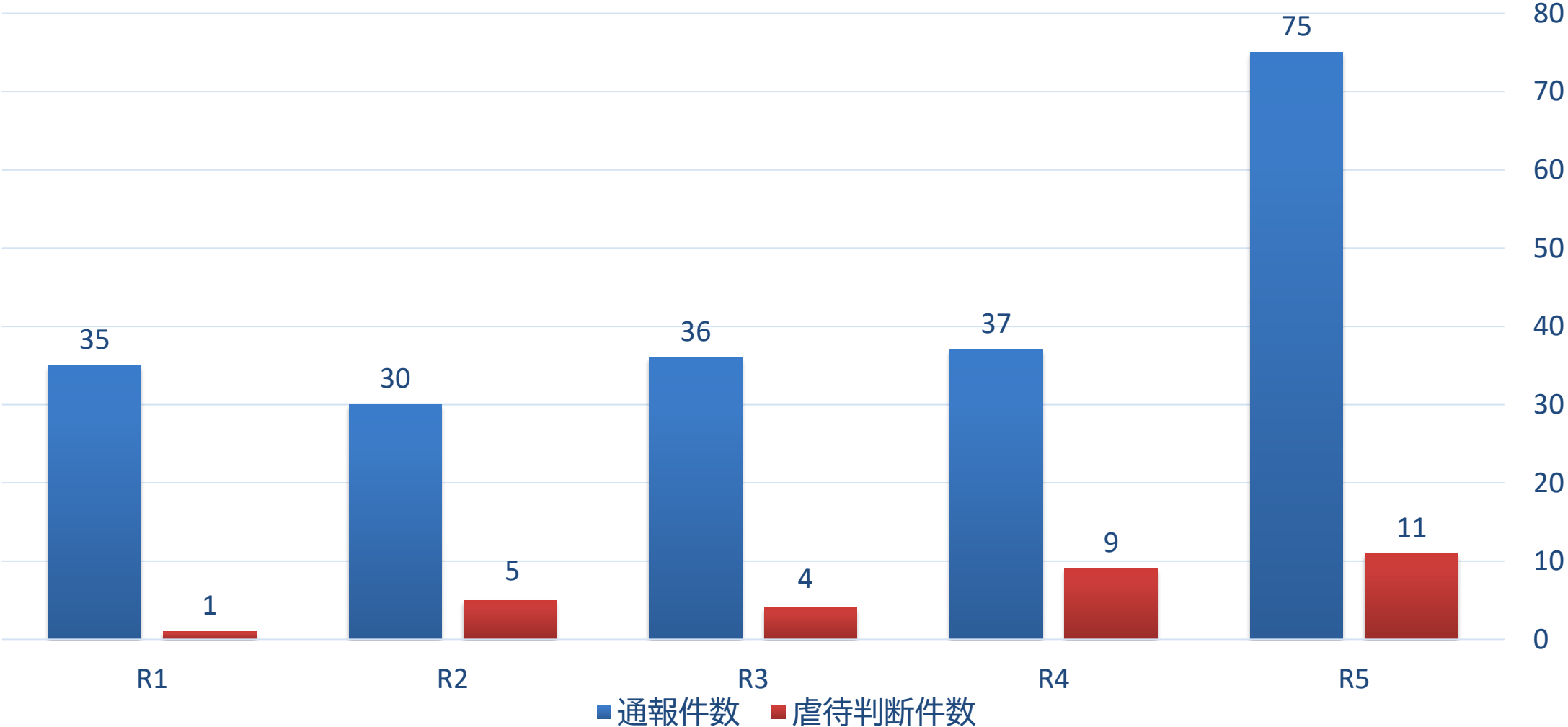


障害者虐待防止について

厚生労働省障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修資料等より一部抜粋

障害者福祉施設従事者等による虐待



	R1	R2	R3	R4	R5
通報件数	35件	30件	36件	37件	75件
判断件数	1件	5件	4件	9件	11件

目 的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加によって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の 禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定 義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
 - ① 養護者による障害者虐待
 - ② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - ③ 使用者による障害者虐待
- 3 障害者虐待の類型は、次の5つ。
 - ① 身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
 - ② 放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
 - ③ 心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
 - ④ 性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
 - ⑤ 経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

1 身体的虐待

① 暴力的行為

【具体的な例】

- ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。
- ・ぶつかって転ばせる。
- ・刃物や器物で外傷を与える。
- ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。
- ・本人に向けて物を投げつけたりする。 など

② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に扱う行為

【具体的な例】

- ・医学的診断や個別支援計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。
- ・介助がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。
- ・車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。
- ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる、飲み物を飲ませる。 など

③ 正当な理由のない身体拘束

【具体的な例】

- ・車いすやベッドなどに縛り付ける
- ・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける
- ・行動を制限するために介護衣(つなぎ服)を着せる
- ・職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

2 性的虐待

○あらゆる形態の性的な行為又はその強要

【具体的な例】

- ・キス、性器等への接触、性交
- ・性的行為を強要する。
- ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。
- ・わいせつな映像や写真をみせる。
- ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。
- ・更衣やトイレ等の場面のぞいたり、映像や画像を撮影する。
- ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。
- ・人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など

3 心理的虐待

① 威嚇的な発言、態度

【具体的な例】

- ・怒鳴る、罵る。
- ・「ここ（施設等）にいらなくなるよ」「追い出す」などと言い脅す。
- ・「給料もらえないですよ」「好きなもの買えなくなりますよ」などと威圧的な態度を取る。 など

② 侮辱的な発言、態度

【具体的な例】

- ・排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。
- ・日常的にからかったり、「バカ」「あほ」「死ね」など侮蔑的なことを言う。
- ・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。
- ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。
- ・本人の意思に反して呼び捨て、あだ名などで呼ぶ。 など

③ 障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度

【具体的な例】

- ・無視する。
- ・「意味もなく呼ばないで」「どうしてこんなことができないの」などと言う。
- ・他の利用者に障害者や家族の悪口等を言いふらす。
- ・話しかけ等を無視する。
- ・障害者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
- ・したくてもできないことを当てつけにやってみせる(他の利用者にやらせる)。 など

④ 障害者の意欲や自立心を低下させる行為

【具体的な例】

- ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。
- ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする、職員が提供しやすいように食事を混ぜる。
- ・自分で服薬ができるのに、食事に薬を混ぜて提供する。 など

⑤ 交換条件の提示

【具体的な例】

- ・「これができたら外出させてあげる」「買いたいならこれをしてからにきなさい」などの交換条件を提示する。

⑥ 心理的に障害者を不当に孤立させる行為

【具体的な例】

- ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。
- ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
- ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。
- ・その利用者以外の利用者だけを集めて物事を決める、行事を行う。 など

⑦ その他著しい心理的外傷を与える言動

【具体的な例】

- ・車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。
- ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
- ・利用者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。
- ・利用者の前で本人の物を投げたり蹴ったりする。
- ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
- ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など

4 放棄・放置

① 必要とされる支援や介助を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為

【具体的な例】

- ・入浴しておらず異臭がする、排泄の介助をしない、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
- ・褥瘡(床ずれ)ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。
- ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。
- ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。
- ・健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎる等)に長時間置かせる。
- ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 など

② 障害者の状態に応じた診療や支援を怠ったり、医学的診断を無視した行為

【具体的な例】

- ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。
- ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。
- ・本人の嚥下できない食事を提供する。 など

③ 必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させる行為

【具体的な例】

- ・移動に車いすが必要であっても使用させない。
- ・必要なめがね、補聴器、補助具等があっても使用させない。 など

④ 障害者の権利や尊厳を無視した行為又はその行為の放置

【具体的な例】

- ・他の利用者に暴力を振るう障害者に対して、何ら予防的手立てをしていない。
- ・話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない。 など

⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること

5 経済的虐待

○ 本人の同意(表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。以下同様。)なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

【具体的な例】

- ・本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する。
- ・年金や賃金を管理して渡さない。
- ・年金や預貯金を無断で使用する。
- ・本人の財産を無断で運用する。
- ・事業所、法人に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
- ・本人の財産を、本人が知らない又は支払うべきではない支払に充てる。
- ・金銭・財産等の着服・窃盗等(障害者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない。)。
- ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
- ・本人に無断で親族にお金を渡す、貸す。
- ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など

1 運営責任者の責務

- 明確な組織としての「理念」(なぜ組織は存在するのか)、「ミッション」(何を成すべきなのか)を示し、その「理念」と「使命」に基づく長・中期計画(ビジョン・未来のあるべき姿)を策定し、PDCAサイクルを回し続ける組織的運営を行うこと。
- 現場力を高めること、人材育成を行うこと。

2 運営基準の遵守

【運営基準】

- 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催すると共に、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

【運営規程】

- 虐待の防止に関する責任者の選定
- 成年後見制度の利用支援
- 苦情解決体制の整備
- 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画等)
- 虐待防止委員会の設置等に関すること

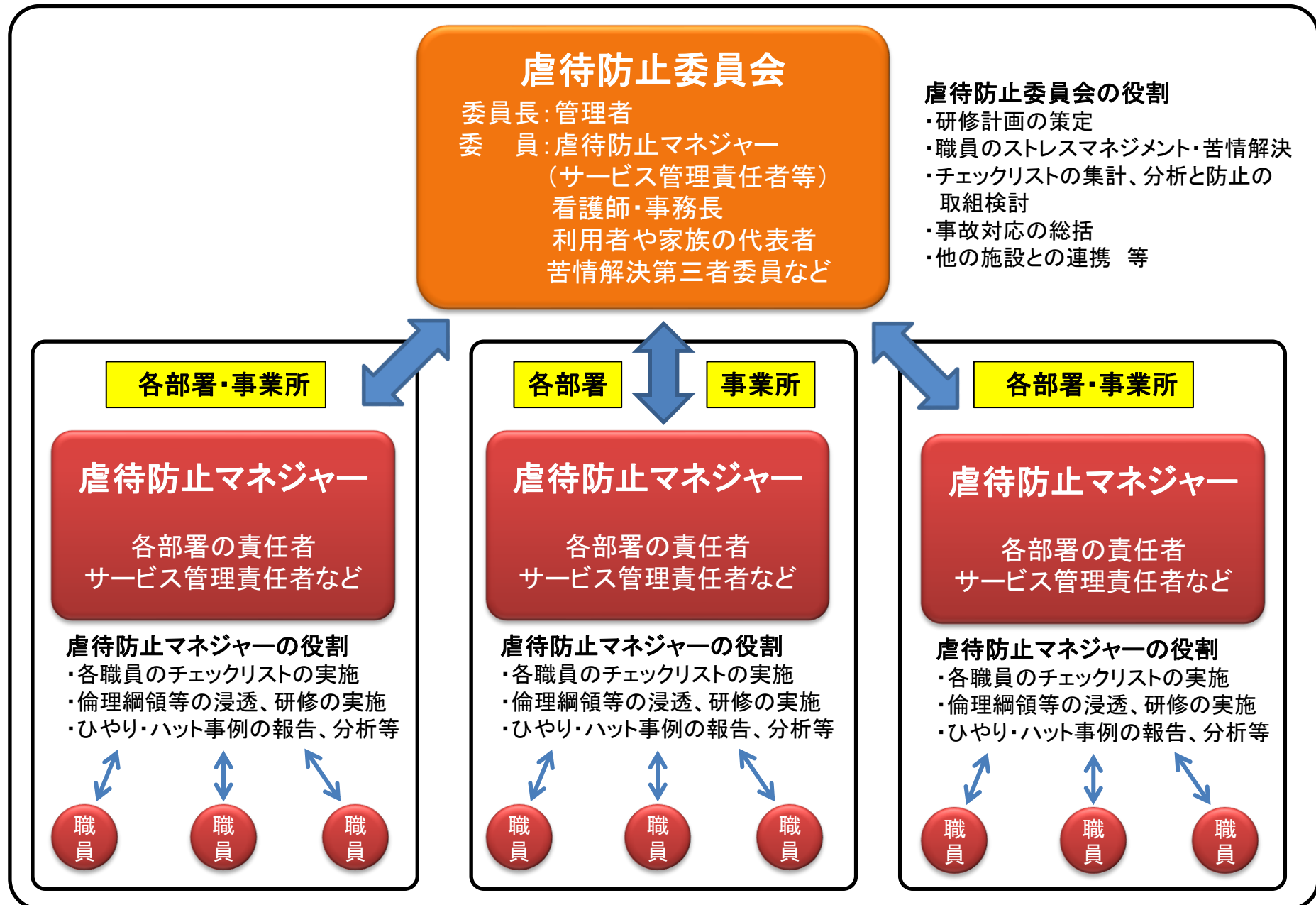
3 事業所としての体制整備

- 「虐待を防止するための措置」として、**虐待防止委員会の設置**等、必要な体制の整備が必要。

【役割】

「虐待防止のための計画づくり」、「虐待防止のチェックとモニタリング」、「虐待(不適切な対応事例)発生後の検証と再発防止策の検討」

事業所における虐待防止委員会の設置例



◎小規模事業所の体制整備等における効果的な取組ポイント

○研修の実施

- ① 虐待防止等に関する研修情報を行政機関や基幹相談支援センター等から収集し、それらの機関が実施する研修機会を積極的に活用する。
※解釈通知では、「研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。」とされています。
- ② 域内で積極的に虐待防止等に関する研修を行っている大規模な事業所や法人等があれば、当該事業所が開催する合同研修に参加する。
- ③ 研修に参加できなかった職員に対しては、研修を録画し、その視聴を促したり、研修の参加者が所内で研修に参加できなかった職員への伝達研修を実施したりする。あるいは外部研修をもとに事業所所内で研修を実施する。

○虐待防止委員会の開催

- ④ 虐待防止委員会は、法人単位で委員会を設置し、法人(理事長等)が運営や取りまとめをサポートする。
※解釈通知の中では、「虐待防止委員会の開催に必要な人数は、事業所の管理者や虐待防止担当者(必置)が参画していれば、最低人数は問わない。事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。」とされています。
- ⑤ 虐待防止委員会は実地での開催に限定せず、オンライン会議等を使用し、第三者が参加しやすいように工夫する。
※第三者は、弁護士等の専門家のみならず、自立支援協議会を構成する他事業所等も当たると考えられる。
- ⑥ 既存の会議体や委員会(定期的な事業所での会議やケースカンファレンス等)の開催に併せて虐待防止委員会を実施する。

○指針の整備

- ⑦ 虐待防止等のために必要な指針等は、ゼロベースで作成することのみならず、手引きに紹介されている様式や公表資料等から雛形を入手し、それをたたき台にして検討を進める。

原理:何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない

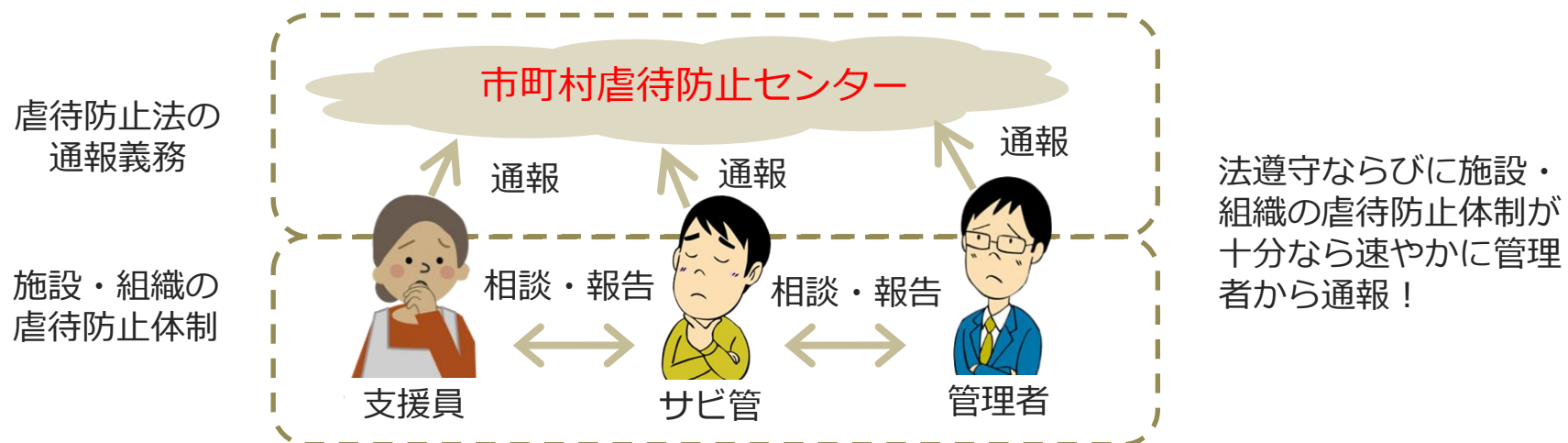
通報義務:障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した人は「速やかに、これを市町村(又は都道府県)に通報しなければならない」→ 通報段階で虐待であるかどうかを確定する必要はない

早期発見:障害者福祉施設従業者等、学校の教職員、医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。



○施設内で虐待が発見された場合、**県(県事務所又は岐阜地域福祉事務所)及び市町村へ24時間以内に第一報を報告**すること。

○**不適切な支援**という言葉に言い換えて**報告しないのはダメ**。



○岐阜県障害者虐待防止・権利擁護研修

【目的】

障がい者虐待に関する制度、障がい者虐待を防止するための体制づくり及び事案発生時における対応方法について理解を深め、各事業所における取組みに活かすために実施

【実施回数】

年4回程度

[県ホームページ]

トップページ > 分類でさがす > 子ども・女性・医療・福祉 > 障がい者 > 虐待防止 > 障害者虐待防止・権利擁護研修

○障害者福祉施設等における障害者虐待防止と対応の手引き

(令和6年7月 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援推進室)

[厚生労働省ホームページ]

URL:<https://www.mhlw.go.jp/content/001282170.pdf>